森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年1月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成30年1月10日農林水産省告示第24号(保安林の指定施業要件を変更する件)

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
株式会社日漁	熱海市網代字大西下 623	熱海市役所
坂本昭二	熱海市網代字大西下 623	熱海市役所
山下直	熱海市網代字大西下 623	熱海市役所
松岡友三郎	熱海市網代字大西下 625 の 1	熱海市役所
杉田藤夫	熱海市網代字大西下 623	熱海市役所
西沢商事株式会社	熱海市網代字大西下 619、620、622	熱海市役所
静岡県東部金融業協同組合	熱海市網代字大西下 623	熱海市役所